

秦野市防火・危険物安全協会会則

〔昭和50年6月23日〕
会則第1号

改正 昭和52年4月 1日 会則第1号

昭和58年4月 1日 会則第1号

平成 3年4月 1日 会則第1号

平成10年5月29日 会則第1号

注 平成10年5月から改正注記を付した。

平成23年6月 1日 会則第1号

平成25年6月 1日 会則第1号

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、秦野市防火・危険物安全協会（以下「協会」という。）と称する。

（平成23・一部改正）

(事務所)

第2条 協会の事務所は、秦野市曾屋757番地秦野市消防本部予防課内に置く。

（平成10・一部改正）

(目的)

第3条 協会は、会員相互の融和親睦と防火管理及び危険物の保安その他消防諸般の事項を研究し併せて防火思想の普及徹底と消防施策に協力し、もって事業の健全なる振興発展と社会公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（平成23・一部改正）

(事業内容)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 危険物の取扱いと管理の研究に関する事。
- (2) 消防関係法令の周知徹底に関する事。
- (3) 災害の予防に関する広報及び講習会、研究会等に関する事。
- (4) 図書の新刊、購入又は頒布に関する事。
- (5) 火災予防及びその他消防上の功労者の表彰に関する事。
- (6) 機関紙の発行に関する事。
- (7) 会員の親睦と扶助を図るため、弔慰金等の給付に関する事。
- (8) その他協会の目的を達成するため必要と認める事項

（平成23・一部改正）

第2章 会員

(会員)

第5条 協会の会員は、協会の目的に賛同する者で会長の承認を得たものをもって組織する。

(平成25・一部改正)

第3章 役職員

(役員)

第6条 協会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名
- (3) 理事 会長が必要と認める人数
- (4) 会計 2名
- (5) 監査 2名

(平成25・一部改正)

(役員を選出)

第7条 会長、副会長及び会計は、理事の互選により選出する。

2 理事及び監査は、総会で会員のうちから選出する。

(平成25・一部改正)

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため選出された役員任期は、その前任者の在任期間とする。

3 役員任期が過ぎても後任者が就任するまでの間は、引き続いてその職務を行うものとする。

(役員職務)

第9条 会長は、協会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又はかけたときは、その職務を代理する。

3 理事は、協会の重要事項を審議する。

4 会計は、協会の会計事務を処理する。

5 監査は、協会の会計を監査し、理事会に出席して意見を述べることができる。

(平成10・一部改正)

(顧問及び参与)

第10条 協会に顧問及び参与を置く。

2 顧問は、協会の会長を歴任した者を充てる。

3 参与は、秦野市消防本部の消防長を充てる。

(平成10・一部改正)

(事務局長及び事務局員)

第11条 協会の事務を処理するため、事務局長及び事務局員を置く。

- (1) 事務局長 1名 (秦野市消防本部予防課長を充てる。)
- (2) 事務局員 若干名 (秦野市消防本部予防課職員を充てる。)

(平成25・一部改正)

2 事務局長及び事務局員は、会長の命を受け、庶務その他の事務に従事する。

(平成18・一部改正)

第4章 会議

(会議)

第12条 会議は、総会及び理事会とする。

- 2 会議は、会長がこれを招集し、会議の議長となる。
- 3 各会議は、それぞれの総数の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 4 会議の議決は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは議長がこれを決する。

(総会)

第13条 総会は、会員をもって組織する。

- 2 総会は、定例会及び臨時会とする。
- 3 定例会は、毎年1回招集し、臨時会は、理事会において必要と認めるときにこれを招集する。

(平成25・一部改正)

(総会の議決)

第14条 総会においては、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 会則の改廃
- (2) 事業計画
- (3) 予算及び決算
- (4) 役員を選出
- (5) その他理事会が必要と認めた事項

(議事録)

第15条 総会においては議事録を作成し、議長及び会員2名以上がこれに署名するものとする。

2 議事録には、次の事項を記載する。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会員数及びその出席者数
- (3) 議事の要領
- (4) 議決した事項

(平成25・一部改正)

(理事会)

第16条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって組織する。

2 理事会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 協会の運営に必要な細則の制定、改廃
- (3) 総会により委任された事項
- (4) 総会の議決を要する事項で総会を開くいとまがないと認めた事項。ただし、次回の総会で承認を得るものとする。
- (5) その他会長が必要と認めた事項

(平成10・一部改正)

第5章 会計

(経費)

第17条 協会の経費は、会費その他の収入を充てる。

(平成10・一部改正)

(会計年度)

第18条 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(平成10・一部改正)

(会費)

第19条 会費は、会員が負担し、別表に掲げるところにより納入する。

- 2 会費は、毎年会計年度始めに納入する。
- 3 年度途中において入会したときは、会費を納入する。
- 4 年度途中において退会したときは、会費を還付しない。

(平成10・一部改正)

第6章 雑則

(委任)

第20条 この会則の施行に関して必要な事項は、細則で定める。

(平成10・一部改正)

附 則

この会則は、昭和50年6月23日から施行する。

附 則

この会則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成10年5月29日から施行する。

附 則

この会則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成23年6月1日から施行する。

名称変更及び一部改定

名称を 秦野市危険物安全協会 から

秦野市防火・危険物安全協会 へ

附 則

この会則は、平成25年6月1日から施行する。

別表（第19条関係）

会費負担額区分表

区分	適用	会費（年額）
1号会員	ア 危険物施設数が4以上の会員 イ 防火対象物の最大棟の延べ面積が10,000㎡以上の会員	18,000円
2号会員	ア 危険物施設数が2～3の会員 イ 防火対象物の最大棟の延べ面積が6,000㎡以上10,000㎡未満の会員	12,000円
3号会員	ア 危険物施設数が1の会員 イ 防火対象物の最大棟の延べ面積が1,000㎡以上6,000㎡未満の会員	6,000円
4号会員	その他の会員（個人会員を含む）	3,600円

備考

①危険物施設、防火対象物とは会員が所有、管理または占有し、秦野市内に所在するものをいう。

②危険物施設数、防火対象物の最大の延べ面積により算定した額に相違がある場合は、大きい額を会費とする。

（平成25・全部改正）